

事例4 脳卒中後、高次脳機能障害を認め、治療と仕事の両立に向けた検討を行った事例

Dさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40歳代 男性	脳出血	薬物療法	中小企業	正社員 (鉄鋼業、 生産工程職)	嘱託産業医

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Dさんは、従業員数が200名ほどの製造業の企業に勤務する40歳代男性である。Dさんは製造2部に配属されており、ライン作業の中でプレス機器を操作して打ち抜き、曲げ加工等を行うほか、鋼や銅などの被加工剤の運搬、製品の運搬作業にも従事している。作業場は熱処理工程があり、夏場は冷房を入れても室温が30度以上になることがある。立ち仕事を中心であり、体力的な消耗は大きい。職場の人間関係は良好であり、勤務経験が長いこともあり、Dさんは現在の職場に愛着を持っている。

週5日勤務であり、1日当たりの所定労働時間は8時15分～17時15分(休憩1時間)の8時間である。時間外労働はほぼないが、まれに2～3時間ほどある場合がある。

嘱託の産業医が1名おり、月1回来社する。

イ 両立支援を行うに至った経緯

脳出血を発症したDさんは、入院当初から復職希望があったが、左半身の重度麻痺と注意障害のため早期復職は困難であった。発症から1年後に杖なしで歩行できるくらいまで回復したため、再度、本人、産業医、上司と話し合うこととなった。

話し合いの結果、左半身の麻痺が残っているため、プレス作業自体は困難と考えられたが、配置転換することで復職が可能かどうか検討することとした。

(2) 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書【労働者・事業者において作成】

Dさんと産業医、上司とで復職について話し合い、安全に業務を遂行できることを前提として、復職に向けて検討することとした。検討にあたり、今までのプレス作業等は難しいのではないかと考えられたことから、工場内の他の業務についても洗い出し、作業転換の候補とした。その上で、仕事に影響する障害に関する内容、どのような作業であれば可能かどうか、職場に必要な配慮は何か等について、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Dさんに仕事の内容や職場環境、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

意見書には、左半身麻痺に伴って動作や姿勢が制限されること、注意障害への対応に関しては職場において確認が必要であること、プレス作業は難しい見込みであるものの、技術者としての経験を活かした就労継続であれば可能であると考えられること等について記載した。また、通院への配慮が得られるよう、通院の頻度についても記載した。なお、日常生活は自力で可能な状態まで回復しており、通勤も公共交通機関を利用して可能であると見込まれることから、その旨を明記した。

ウ 職場復帰支援プラン【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Dさんと産業医、上司とで話し合った結果、事務作業へ作業転換して復職することとした。復職後1か月目までは体力面に配慮し、短時間勤務により経過を観察することし、問題がなければ2か月目以降は通常勤務に戻すプランとした。復職後は1か月ごとに本人と産業医、人事部とで面談を行い、必要に応じてプランを見直すことにした。

エ 職場復帰支援プラン作成後の経過（補足）

復職2か月後にプランの評価を行ったところ、注意障害の影響により、ツールを活用しても物忘れやミスが生じた。本人も事務作業の経験がなくストレスを感じていたことから、本人との十分な話し合いのもと、退職することとした。

退職に当たっては、身体障害者手帳や障害年金等、利用可能な制度の紹介を行い、制度利用申請や再就職支援について病院の医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）に相談することにした。

退職が決まった段階で、病院のMSW、障害者就業・生活支援センターと連携して支援を行うこととなった。

退職後は障害年金による生活支援、障害者就業・生活支援センターと協働した就業支援の結果、作業所を経て障害者雇用に新規就労した。

（3）その他留意事項

病気の罹患により障害が残った場合においても、主治医や産業医等の医師の意見を勘案し、本人と十分に話し合った上で、治療と仕事の両立を図ることが望ましい。しかしながら、就労により病気の増悪、再発や労働災害が生じる恐れがある場合には、復職や就労継続に関して慎重な判断が求められる。治療と仕事の両立が困難であると判断した場合においては、産業保健総合支援センターや障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターをはじめとした関係機関に支援を求める等により、職業訓練や障害者雇用などの新規就労の検討につながるよう配慮することも支援の1つとして想定される。

事例 4（脳卒中）：勤務情報を主治医に提供

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、安全衛生の観点から、障害の特徴を加味した注意が必要な業務内容や作業環境について確認

- 通院スケジュールを勘案して、復職後の通院は有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
 - 労働者の身体状況や作業環境を踏まえ、復職の可否や必要と考えられる就業上の措置等を検討
 - 安全衛生の観点から注意が必要な障害について、その症状や対症法など、情報提供すべき事項を検討
 - 労働者の意向も確認しながら、どのような仕事であれば可能か検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について生にご意見をいただくための従業員の勤務どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇市〇〇

職 種	機械部品製造作業員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場である製造 2 的には、ライン作 打ち抜き、曲げ加 搬、製品の運搬作 ・ 作業場は熱処理工 になります。 ■ 体を使う作業（軽作 ■ 寒冷場所での作業
勤務形態	■ 常昼勤務 □ 二交替
勤務時間	8 時 15 分 ～ 17 時 (多忙期には残業 2 ～
通勤方法 通勤時間	■ 徒歩 ■ 公共交通機 (通勤時間は電車と徒
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇 (休業中は、傷病手当
有給休暇日数	残 10 日間。半日ある
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は嘱託産業医を ・ 後遺症として障害は 期間はどの程度考え ・ 現在の状態で、元の 問題がないでした 指導業務や検品作 ・ 復職後、体調や健康 頻度・期間について
利用可能な 制度	傷病休暇・病欠休暇

上記内容を確認しました。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇年〇月〇日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

労働者・事業者が作成する際のポイント

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先に関する情報です。

生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
------	-------------

(製造 2 部所属)

部において、プレス加工に従事しています。具体業の中で、プレス機器を操作し機械部品の成型、工等を行っています。鋼や銅などの被加工材の運業もあります。
程があり、夏場は冷房を入れても室温が 30 度以上

業) ■長時間立位 ■暑熱場所での作業
■機械の運転・操作

勤務 三交替勤務 その他 ()

15 分 (休憩 1 時間。週 5 日間。)
3 時間程度 / 日あり。)

関 (着座不可能)
歩で通勤、片道 50 分)

日まで (1 年 6 か月間)
金が支給されます)

いは時間単位での休暇を取得できます。

選任しております。
残りますか。退院後の通院やリハビリを含めて、休職
ておけばよいでしょうか。
仕事(立ち仕事、プレス作業あり)に復帰するに際し
ょうか。難しい場合、例えばこれまでの経験を生かし
業、事務作業などがありますが可能でしょうか。
面で配慮すべきことはありますか。通院やリハビリの
は如何でしょうか。

(本人署名) 〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇
担当: 〇〇〇〇〇 連絡先: 〇〇〇〇〇

●情報の提供・活用目的の明記が必要

●現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
●安全に業務を遂行できることが復職の前提となるため、危険業務（機械の運転・操作）や作業環境についても記載

●通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
●必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（1日、半日、時間単位）等を記載

●労働者本人と話し合い、復職に際して事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
●配置転換の可能性がある場合、他の業務内容の例示があると主治医は意見を書きやすい

●治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
(時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など)

●労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者を確認した上で署名

●主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例 4（脳卒中）：職場復帰の可否等について主治医

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた業務内容や他の作業候補を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

● 勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載

- 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
- 元の業務内容が困難と考えられる場合、職場から提案された業務内容から可能と考えられる業務内容や必要な配慮を記載
- 復職後も通院が必要な場合、通院への配慮が得られるよう、今後の治療方針や通院頻度を記載
- 職場のみでの検討が難しいことが予想される場合、医療機関において相談や問い合わせを受け付ける旨を記載すると、労働者や事業者にとって参考になる

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載し、記載時点で措置期間を超えることが予想される場合には、○か月後に再検討といった記載も有効
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇市〇〇

復職に関する意見	<input type="checkbox"/> 復職可 <input checked="" type="checkbox"/> 条件
	<ul style="list-style-type: none"> ● 左上肢麻痺が残存 ● 今後、リハビリテーションなどの薬物治療

業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	<ul style="list-style-type: none"> ● 通勤は公共交通機関 ● 軽度ですが左上下肢制限があります。 ● 軽度の注意障害が残っています。実用性 ● 元通りのプレス作業 ● 元職場が無理ならば、
---	---

その他配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物治療のため1～ ● 長時間の立位作業は境にご配慮ください。 ● ご不明な点があれば
---------	---

上記の措置期間	〇〇〇〇年〇〇月
---------	----------

上記内容を確認しました。
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく用するものです。この書類は、患者本人から会

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

事業者が確認する際のポイント

生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
付き可 <input type="checkbox"/> 現時点で不可	
していますが、日常生活は自力で可能な状態です。シヨンのための通院は必要ありませんが、血圧コントロールのための通院は必要です。	
の利用で可能と思われます。麻痺が残存するため、両手動作やしゃがみ込み姿勢には存していますが、メモの利用などで対処できないかについては現場での判断をお願いします。への従事は難しいかもしれませんが、技術者としての経務や検品作業等であれば可能かと思えます。事務作業への配置転換も考慮いただければと思います。	
2か月に1回程度の平日通院が必要です。難しいと思われます。椅子の用意などとともに休める環境をお問合せください。	
〇〇日 ~	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
(本人署名)	〇〇〇〇
る意見を提出します。	
(主治医署名)	〇〇〇〇
治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。	

● 勤務情報提供書に記載した働き方によって復職が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

● 主治医への質問事項に対する回答を確認

- 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
- 業務内容の変更が必要な場合、本人の経験を生かした業務や、移行しやすい業務への転換等を検討
- 注意障害への対応について、職場での対応を検討
- 通勤方法の変更が必要な場合、対応を検討
- 病気が再発した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 措置期間中であっても、復職後に労働者の状況が変わる場合もあり、状況に応じた対応が必要

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

事例 4（脳卒中）：職場

従業員 氏名	〇〇〇〇	〇
所属	製造 2 部	
治療・投薬 等の状況、 今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・左上下肢麻痺が残存するシヨンのための通院は不（平日1回／1～2か月）が ・両手動作やしやがみ込み業等に従事）への復帰は困 ・具体的には事務作業を約か確認する。 	
期間	勤務時間	就業上の措置
1 か月目	9：15 ～ 15：15 (1時間休憩)	復職、短時間勤 通院日の休暇 作業転換(事務
2 か月目	8：15 ～ 17：15 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり 通院日の休暇取 作業転換(事務
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・復職に際しては適正配置 部内の事務作業に変更す 	
その他 就業上の 配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の立位作業は難し 憩を認める。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1 か月ごとに産業医・本人 しを行う。(次回面談予定 ・労働者においては、通院・ 変化に留意し、体調不良 ・上司においては、本人から すみやかに人事部まで連 	

上記内容について確認しました。

〇〇
〇〇
〇〇
〇〇

事業者が作成する際のポイント

作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

生年月日	性別
〇〇〇年〇〇月〇〇日	男・女
従業員番号	〇〇〇〇

も、日常生活は自力で可能、通勤は可能。リハビリテ
要、血圧コントロールなどの薬物治療のための通院
必要。

姿勢には制限があり、原職(製造 2 部にてプレス加工作
難が予想され、配置転換を含めた作業変更を行う。
1 か月間実施し、復帰作業(職場)の遂行に問題がない

・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
務、残業禁止 取得に配慮 作業等)	1 回 / 1~2 か月通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、注意集中力低下等)
1 時間まで可 得に配慮 作業等)	1 回 / 1~2 か月通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、注意集中力低下等)

の観点から、負荷軽減とともに作業転換を行い、製造 2
る。

いため座位での事務作業を主とし、体調に応じて適時休

・人事部で面談を行い、必要に応じてプランの見直
日：〇月〇日〇~〇時)

服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の
の訴えは上司に伝達のこと。

の訴えや労働者の体調等について気になる点があれば
絡のこと。

〇〇年〇〇月〇〇日 (本人) 〇〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日 (所属長) 〇〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日 (人事部) 〇〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日 (産業医) 〇〇〇〇

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 障害の程度や通院の予定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 元の業務は困難であると予想されたため、事務作業に転換し、問題がないかどうか確認するプランを設定
- 最初の 1 か月目は短時間勤務とし、問題がなければ 2 か月目から通常勤務(時間外労働に制限あり)に戻すことを目標として設定
- 通院頻度や症状などについても参考情報として記載

- 体調に応じて休憩を取ることができるよう、適時休憩を認める旨を明記

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名